



# 9月の漁況と海況 (内海側)

## ●海況

1~2日大阪湾、3~4日播磨灘で実施した海洋観測結果によると大阪湾北東域で表水温27~28℃、10m層26℃内外、底層25℃内外を示して平年並。中南部海域表層26℃~27℃、底層26℃内外で上下水温差も殆どなく平年並かやや高目に推移した。また播磨灘東部海域各層共25℃~26℃、その他の海域表層27℃内外、10m層26℃~27℃で平年比-1.0℃内外、底層で25℃~26℃で平年並、一方19日に実施した紀伊水道北部海域では表、中層全層26℃~27℃、底層25℃~26℃を示し前月に引続き地域的大差はみられないが平年比で逆に各層共1℃~2℃高目に経過した。

## ●漁況

前月に引続き活況を呈しておいた大阪湾の上ノ瀬、沖ノ瀬、又播磨灘の鹿ノ瀬、室津ノ瀬周辺漁場でのタチウオ曳網漁は中旬頃より低調となり漁場も淡路南部に移り現在沼島周辺海域で活況を呈している。また各地の秋サワラ漁は今月早々より好漁が持続し、特に上ノ瀬鹿ノ瀬周辺漁場ではここ数年来の釣獲を示しており、ハマチ曳網にこれ等サワラ、ハマチ曳網も比較的好調で大阪湾播磨灘で低調となったタチウオ曳網より転換する漁船が目立っている。一方各地の小型底曳網は前月に引続きエビ類の入網が目立っているが、タコアナゴなどが減少、又ノリ網張込準備などでやや低調となった。

## ●各地

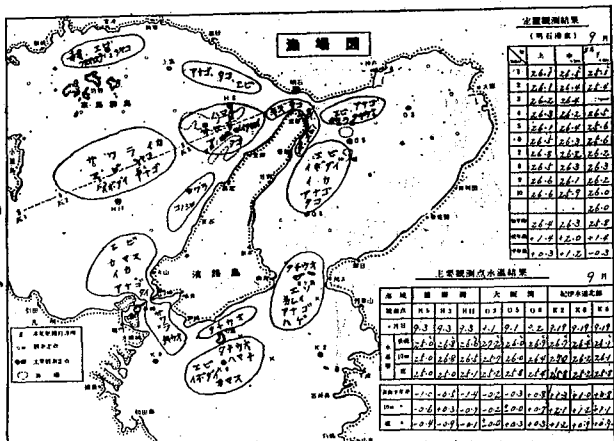
- 神戸西部** 小型底曳網1日1隻、エビ20キロK当り900円、アシアカエビ30~40尾、1尾80円、タコ3キロK当り700円、アナゴ2~3キロK当り200~300円、メイタカレイ4~5キロK当り1,800円12隻。ハマチ曳網1日1隻30~40尾、目廻500~600g 1尾200~250円、30隻。サワラ曳網1日1隻10~15尾、目廻2~2.5キロK当り800~1,200円30隻。
- 岩屋** エビ酒網1日1隻60~70キロK当り(大)550~600円(中)200~230円(小)60~80円45隻、サワラ曳網1日1隻10尾内外K当り850~900円40隻。アジ一本釣1日1隻200尾内外1尾70~100円50隻。タコ籠網1日1隻30~40キロK当り600円4隻。ハマチ五智網1日1隻200~300尾10隻。タイ五智網1日1隻7~8尾目廻2K内外K当り5,000円10隻。八田網1日1統豆アジ400~500キロ3統、キス刺網1日1隻30~40キロK当り600円8隻。アナゴ延網1日1隻10キロK当り1,200円4隻。
- 明石浦** 小型底曳網1日1隻メイタカレイ1~2キロK当り2,000円、アマカレイ1~2キロK当り1,700円、エビ10~15キロK当り500円アナゴ2キロK当り600~700円、タコ5キロK当り700円、小メイタカレイ8~10キロ、K当り300~400円、30隻。タチウオ曳網1日1隻100尾、1尾80~100円40隻。ハマチ曳網50~60尾1尾200~250円40隻。サワラ曳網1日1隻10尾内外目廻2キロK当り800~850円30隻。アジ一本釣1日1隻70~80尾1尾130円20隻。
- 沼島** 小型底曳網1日1隻小エビ20キロ、K当り400~450円、イボダ15キロK当り220円、カマス10キロ内外K当り150円、キス2~3キロK当り350円、35隻タチウオ曳網1日1隻50~100キロ21隻。ハマチ曳網1日1隻10~15キロK当り340円50隻。エン釣1日1隻50キロK当り100円10隻。ペラ釣1日1隻15キロK当り350円。チヌ延網1日1隻40キロK当り900円。建網1日1隻ハゲ30キロK当り210円、クルマエビ1キロ内外、K当り3,200円27隻。
- 福良** タチウオ曳網1日1隻80~90キロK当り210円120~130隻。タイ五智網キス20~30キロK当り550円、タイ2~3キロK当り2,200円5隻、サワラ曳網1日1隻15キロK当り730円70~80隻。
- 丸山** 小型底曳網1日1隻エビ20~25キロK当り500円、カマス30~40キロK当り50円、サヨリ40キロK当り150円、小イカ20キロK当り30円、アナゴ10キロK当り200円12隻。アナゴ延網1日1隻20~30キロK当り450円、カサゴ20内外K当り600円、タイ五智網1日1隻30~40キロK当り2,200円4隻。サワラ流し網1日1隻20~30尾K当り700円45隻。
- 五色** サワラ流し網1日1隻20~30尾K当り700円45隻。

## ●本月の特記事項

1) 月初めより秋サワラの好漁が目立っている。又本年のタチウオ漁は昨年比に比べ大阪湾、播磨灘での漁期が短かく低調となった。  
 本年はタコ、アナゴ新仔の出現増加が低調のようであるが下旬頃よりキス刺網が好転した。  
 下旬よりノリ張込作業の準備に入った。

## ●今後の見込

本年秋のサワラ回遊状況は現在のところかなり顕著で今後当才魚の成長と共に釣獲対象に追加され又内海滞留も11月中旬頃まで続く見込で引続き好漁には豊漁を期待出来ようである。現在不漁であるアナゴ、タコなども新仔の成長と共に好転する見込である。(水試岩井)



## 養魚寸感

### (6) 海水の対流現象

秋季になると水温が気温より高くなる。その温度差が急であればある程、湾、入江などを仕切った養魚場では水質環境の変化が著しく現われる。この場合、表層水温が底層水温より低くなる。従って底層の海水は表層へ、表層は底層へと海水が逆転する。即ち対流を起す。

養魚場の底層は魚の排泄物、残餌等が委積して有機物の発生が現れ、酸素量が低くなっている。対流現象が起れば養魚場では海水全体の酸素量が低下する。

従って、魚自体は酸素が必要であるし対流が起るに極端な場合、酸素不足となり養魚場の魚が一気にして全滅することがある。

この顕著な例は42年9月中旬に或る養魚場で、水温の表層が0.2℃となり、殆んど水温が表層一致し、酸素量は2.0~2.50ppm、酸素飽和度は40~50%の値になった。

この場合養魚場は酸素不足で死亡寸前の状態に置かれたことがあった。この場合は本県での顕著に現われた例である。

対流現象も魚の放養密度と密接な関係がある。今年の様に放養密度が比較的低い場合にはこの危険性は少ないであろう。

しかし、対流現象は必ず現われるが顕著に現われれば魚が死んでしまっても衰弱がひどくなり、他の病氣にかかり易くなり、魚の損傷状況を充分観察して欲しい。(水試片嶋)

## 瀬戸内海水産開発協議会 「船舶安全法の一部改正に関する検討会」開催される。

瀬戸内海関係十二府県で構成する瀬戸内海水産開発協議会の通常総会が神戸市(市民生活協同組合会館)において開催された。

議事終了後、予てから運輸省において二〇トン未満の小型漁船に対し船舶安全法の一部改正を企図し、運輸技術審議会船舶部会小型船舶安全小委員会にて「小型船舶の通航性の確保に関する協議会」の審議に際して同協議会は水産庁より小島漁船課長を迎えて、これまでの経緯を聞くと同時に「船舶安全法の一部改正について」の検討会を開催し、協議の結果全会一致左記特別決議を採択した。

(要旨) 運輸省においては二〇トン未満の客船な小型漁船に対しては、船舶安全法の適用を行なうため、同法の一部改正を意図していることであるが、このことは我々漁民の意志を無視して従らざるに即きない無用な設備義務を強課せんとするものであり、到底承服致し難くここに断固反対することを決議する。

(一) 小型漁船の安全対策については、漁業者自身が自己の生命にかかわる問題として常に重大な関心をもって操業にあつているところであり、漁民の安全にかかわる事故率は極めて少ない。

(二) 現在我々小型漁船の海難事故の絶滅を図るためには、設備のみよるもの、むしろ運航技術の普及指導等、総合的な施策が必要であり、かかる総合的な施策もまた設備のみを権力で押しつけて足れりとする意識は排除されなければならない。

(三) 我々は法改正の結果、予想される受検義務とその経費負担取縮機関による臨検等のほんき、負担には到底堪えられない。

(四) 困はむしるこの際、漁船行政の一元化を行ない、水産庁の責任において漁業者の指導にあたるよう配慮すべきである。

昭和四十五年九月二十九日 瀬戸内海水産開発協議会

特に瀬戸内海においては、漁場の陸岸との距離も近く、相互に連絡をとりつつ操業しており過去において船体、設備の不備に起因する事故は殆んど皆無に等しい。

従って現在法律の一部改正により設備強制まで行なう必要は毛頭認められない。

(一) また最近における漁船の事故傾向は、船舶安全法の適用を受けない小型漁船の事故率が逐年、更に減少傾向を示しているに對して同法の適用を受ける大型漁船の事故率は却って増加傾向を示しており、このことによっても従って同法の適用範囲の拡大を図ることを無意味さが明らかである。

(二) 以上の実態にもかかわらず「小型漁船の海難が全海難の四〇パーセント」という極めて不可解な論拠をもって我々小型漁船にまで設備義務を強制せんとする運輸省の意図は到底容認し難い。

(三) 因は先づ上記四〇パーセントの論拠並びに上記事実の原因を明らかにして、これを関係者に説明するほか、小型漁船の実態を調査した上、その実態に即した安全指導を図るべきであり、従らざるに一方的な義務強制、強課強動はさけるべきである。

(四) むしる現在我々小型漁船の海難事故の絶滅を図るためには、設備のみよるもの、むしろ運航技術の普及指導等、総合的な施策が必要であり、かかる総合的な施策もまた設備のみを権力で押しつけて足れりとする意識は排除されなければならない。

(五) 我々は法改正の結果、予想される受検義務とその経費負担取縮機関による臨検等のほんき、負担には到底堪えられない。

(六) 困はむしるこの際、漁船行政の一元化を行ない、水産庁の責任において漁業者の指導にあたるよう配慮すべきである。

## 神戸赤ディーゼル

(使う身になって作る赤機械)

堅  
牢  
高  
出  
力  
經  
濟  
的



● 舶用主機関 ●

- ・ 低速4サイクルディーゼル 240~1,600馬力
- ・ 中速ディーゼル 650・700・1,300馬力
- ・ 三菱2サイクルディーゼル 1,500~8,200馬力 各種

● N623RS350PS ●  
(低速機、全長3.9米)

**神戸発動機株式会社**

本社及工場 神戸市兵庫区須佐野通8丁目10 TEL (078) 5031~6  
支店及出張所 長崎(工場及支店) 東京、下関、北海道、仙台、今治



